

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和39年5月21日）及び資格取得日（昭和39年9月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月21日から同年9月5日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらったが、A社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社C工場において、昭和39年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月21日に資格を喪失後、同年9月5日に同社C工場において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社C工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、申立人の年金記録の欠落は、他工場へ実習に行った際に当社が誤った手続をしたためと考えられるが、申立人からは、申立期間の保険料を控除していた旨を回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和39年4月及び同年9月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年5月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格の取得日に係る記録を昭和46年2月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月17日から同年3月1日まで
ねんきん特別便でA社に勤めていた期間に、1か月の空白期間があることを知った。申立期間は、同社のD本社からC出張所に異動した時期であり、退職したことは無く、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、E社（現在は、B社）を退職した際の退職金計算書における人事基本情報及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社に確認できる資料は無いが、申立人は、昭和46年2月17日付けで異動するよう内示を受け、同日にはA社C出張所で勤務していたと主張していることから、同社C出張所での資格取得の記録を同年2月17日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを

得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間において厚生年金保険加入記録の標準賞与額が実際の賞与額より低い額となっている。当時の賞与支払明細書を保有しているので、本来の標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立人の平成 16 年 12 月の標準賞与額を 15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、平成元年10月を32万円、同年11月から2年8月までの期間を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から2年9月1日まで

私は、A社に勤務している間、少しずつ給料は上がっており、減給は無かったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が下がっている。申立期間もその前後と同様の給料をもらっていたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与支払明細書（控）により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、申立人のオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることを確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された給与支払明細書（控）に記載されている報酬額及び控除額から、平成元年10月を32万円、同年11月から2年8月までの期間を30万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 1 日から 57 年 4 月 30 日まで
私は、申立期間にA社で運転手として働いていたが、厚生年金保険に加入した記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で運転手として勤務していたと述べているが、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録は無い上、申立人自身は同僚を記憶していないため、申立期間内に同社で厚生年金保険に加入した記録がある者に照会したが、申立人を覚えているとの回答は得られず、申立人の同社における勤務実態は確認できない。

また、申立人が勤務していたとするA社は、平成8年に解散しており、同社の当時の帳票などは保管されておらず、同社の代表者も既に死亡しており、当時の状況は確認できない。

さらに、A社が厚生年金保険に適用された昭和53年8月1日から58年6月1日までの期間に同社で被保険者資格を取得した者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の名前は見当たらず、健康保険番号は順番に払い出されており欠番は無い。

加えて、申立人は、昭和38年1月から国民年金に加入しており、B市の国民年金被保険者名簿には、申立期間に国民年金保険料の過年度納付や保険料免除に係る申請をした記録がある上、同名簿には、57年6月1日にC社で厚生年金保険に加入したことによる喪失の届出の記録はあるが、A社に係る資格喪失の届出の記録は無い。

このほか申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 6 月 30 日まで
A社における厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日が昭和 43 年 7 月 1 日になっているが、私の長男が 42 年*月に誕生した直後に健康保険を使ったことを記憶している。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間についてA社で勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和 43 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人は申立期間に健康保険被保険者証を使用したとしているが、申立人が受診したB医院は、診療記録を既に廃棄していることから、申立人の健康保険被保険者証の使用について確認することができない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に不自然な記録は無く、申立期間に健康保険被保険者証を発行した事実が確認できない。

さらに、申立人、同僚及び当時の社会保険事務担当者は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を保管しておらず、厚生年金保険料が控除されていた記憶も曖昧である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。